

介護老人福祉施設契約書

法人名：社会福祉法人 和みの会
施設名：特別養護老人ホーム 和みの園

第1条 (サービスの目的及び内容)

1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。

2 サービス内容の詳細は別紙「介護老人福祉施設 重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第2条 (契約の有効期間)

1 この契約の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

2 事業者は、有効期間満了の1ヶ月前から14日前までに、利用者に対して、有効期間満了までに契約更新を行なうか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。

3 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は12ヶ月間とします。

4 契約が更新された場合には、事業者は契約更新後1ヶ月以内に、利用者に対して、別添の「契約変更・更新確認欄」に必要事項を記載し、契約更新を確認するものとします。

第3条 (利用者の解約等)

1 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第4条 (事業者の解除)

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第5条 (契約の終了)

利用者が他の介護保険施設等に入所又は入院し、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。また、要介護認定において、「非該当」、「要支援1」、「要支援2」と認定された場合についても、この契約は終了となります。

要介護認定において、「要介護1」または「要介護2」と認定され、下記の特列入所の要件に該当しない場合についても、この契約は終了となります。(平成27年3月31日以前に入所したものは除く。)

「要介護1」または「要介護2」のものが、下記の特列入所の要件に該当し入所した場合、特列入所の要件に該当しなくなった場合についても、この契約は終了となります。

契約が終了となる場合は、事業者は、速やかにその旨を利用者に通知するとともに、利用者の同意を得た上で、契約の終了後に利用する他の保健医療福祉サービス事業者等とも密接に連携するよう努めます。

※特列入所の要件について

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安全の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯又は同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
- オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難である。

第6条 (サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「看護介護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、前項の書面その他の書面等の内容や目標達成の状況等について、利用者に説明します。
- 3 事業者は、「看護介護記録」等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条 (利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙「介護老人福祉施設重要事項説明書」に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに利用者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行なうよう努めるものとします。

第8条 (施設サービス計画等)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した際には、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行ないます。

第9条 (身体的拘束等の禁止)

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ないません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行なった場合には、事業者は、直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行なった職員の氏名その他必要な事項について、看護・介護記録書等の書面に記録します。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催します。また、定期的な研修の機会を設け、職員の適正化への知識の向上等を行ないます。

第10条 (サービスの質の評価等)

事業者は、介護現場における課題を抽出及び分析した上で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、その改善に努めます。

第11条 (褥瘡の発生の防止)

事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行なうとともに、その発生を防止するための委員会の設置や定期的な研修等を実施し、褥瘡の発生の防止とその早期改善に努めます。

第12条 (協力医療機関)

事業者は、入所者の病状が急変した場合等において、医療機関の医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保している、診療を行なう体制も常時確保している、診療の結果、入院が必要となった入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保しているといった要件を満たした医療機関(協力医療機関)を確保します。

また、協力医療機関との間に、1年に1回以上、施設の配置医師と協力医療機関との連携方法等を定めたり、協力医療機関との間に入所者の病状の急変等が生じた場合等の対応を確認します。

第13条 (入院期間中の取扱い)

事業者は、利用者が入所期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3ヶ月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむをえない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入所できるようにします。

第14条 (緊急時等の対応)

入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、予め配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めます。

また、対応方法については、1年に1回以上、見直しを行ない、必要に応じて変更を行ないます。

第15条 (業務継続計画の策定)

事業者は、新興を含む感染症の施設内の集団感染や大規模な自然災害等に備えるため、事業継続計画(BCP)を策定し、その計画に則り定期的な研修や訓練の実施等を行ないます。

第16条 (非常災害対策)

1 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けます。また、非常災害時の関係機関への通報体制を整備します。

2 事業者は、定期的に非常災害に備えた訓練を、入所者や関係機関、地域住民とともに実施します。

3 事業者は、非常災害に関する職員への研修や訓練を定期的に行ない、職員への周知徹底を図ります。

第17条 (感染症及び食中毒の予防)

1 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。

2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設けるとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会で検討した内容について、職員に周知徹底を図ります。

3 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を、職員に対して計画的に行ないます。

4 事業所は、感染症等を有する入所者に対しては、嘱託医師等の指示に基づき、「和みの園感染症対策マニュアル」に則り対応を行いません。（感染症等を有している場合でも、一定の場合を除きサービス提供を断る正当な理由には該当しません。）

第18条 （個人情報の保護）

1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

第19条 （苦情対応）

1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行なったことを理由として何らの不利益な取扱いをしません。

第20条 （事故の発生と再発の防止）

1 事業者は、事故発生の防止に関する指針を整備し事故の発生と再発の防止に努めます。

2 事業者は、事故発生の防止のための委員会を設置し、事故発生の防止及び再発の防止を検討します。

また、事故発生の防止のための委員会で検討された内容については、職員へ周知徹底を図るとともに、必要に応じて入所者や関係機関へ情報の提供を行いません。

3 事業者は、事故の発生と再発の防止を目的に、職員に対して定期的な研修の機会を設けます。

4 事業者は、事故の発生の防止の対策を適切に実施するために、担当者を設置します。

5 事業者は、事故の発生により入所者に賠償すべき事態となった場合は速やかに賠償を行いません。

第21条 （虐待の防止）

1 事業者は、虐待の発生を防止するための委員会を設置し、虐待の発生の防止を定期的に検討します。

また、虐待の発生の防止のための委員会で検討された内容については、職員へ周知徹底を図ります。

2 事業者は、虐待の発生の防止に関する指針を整備し、虐待の発生の防止に努めます。

3 事業者は、虐待の発生の防止を目的に、職員に対して定期的な研修の機会を設けます。

4 事業者は、虐待の発生の防止の対策を適切に実施するために、担当者を設置します。

第22条 （連帯保証人）

1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。ただし、連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由があり、事業者がそれを認める場合はその限りではありません。

2 連帯保証人は、契約者と連携し、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

3 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う債務の限度額は、60万円とします。

4 連帯保証人から請求があった際には、事業者は連帯保証人に対して利用料金の支払い状況や滞納金の額等に関する情報を提供します。

第23条 (契約外の事項等)

1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づく施設サービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

前記のとおり、施設サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(連帯保証人)

住所 _____

氏名 _____

利用者との続柄 _____

(上記代理人)

住所 _____

氏名 _____

利用者との続柄 _____

(注) 「上記代理人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時等に利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行なえる方がいる場合に記載して下さい。

(事業者) 所在地 横浜市戸塚区東俣野町1705 _____

事業者名 社会福祉法人 和みの会 _____

代表者名 佐藤 健一 _____ (印)